

2009年2月17日

中央環境審議会地球環境部会（2009年2月10日）について補充コメント

浅岡美恵（気候ネットワーク）

エネルギー分野について、補充意見を提出します。

1 再生可能エネルギーによる発電電力固定価格買取制度の導入について

環境省としても、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed in Tariff）の導入を積極的に推進しようとしていることものと理解しました。早期に政府全体の政策とし、具体的制度構築を進めていくべきだと思います。

なお、ドイツの制度につき説明がありましたが、他にもドイツの制度に学ぶべきと考える点について補充します。

ドイツの1991年の電力引取法による再生可能エネルギーによる電力の買取りでは、風力発電ではかなりの成功をおさめ、逆に利益が出るという問題も生じていましたが、風力以外の再生可能エネルギーによる発電は経済的にペイせず、バイオマスや太陽光などの発電はほとんど進展しないという問題をかかえていました。

そこで、2000年に制定された「再生可能エネルギーの優先についての法律」（通称「再生可能エネルギー法」（E E G）では、買取価額を原則として毎年一定の割合で逦減させる仕組みを取り入れました。個々の施設に適用される買取価額が年々下がっていくという意味ではなく、太陽光発電の場合は施設の操業開始が1年遅れるごとに5%、風力発電の場合は1.5%と、操業開始が遅くなればなるほどその施設に適用される法定買取価額が下がっていくことになりました。この逦減制度は、先行的な投資を刺激し、同時に法律の固定価額に見合う価額にメーカー側の販売価額も高止まりすることを防ぎ、高効率・低価額の技術の開発を促すことにもなります。日本で導入する場合にも、一定期間、固定価格で買取するというだけでなく、このような仕組みを導入することによって、より加速的に導入が広がることが期待されます。

さらに、ドイツでは、再生可能エネルギーの買取による負担を全国の消費者が平等に負担するための全国的な清算システムを導入し、電力の小売販売業者に対して売られる卸電力に占める再生可能エネルギーの割合はドイツ全土で一定化されることになりました。送電網に接続するための費用のうち発電施設側が負担するのは接続設備の費用と計測施設に限られることが明確にされました。また、再生可能エネルギー法では再生可能エネルギーによる発電がその他の発電に優先されますから、送電網操業者は化石燃料による発電の引受量を引き下げることで対応しなければなりません。こうした数々の工夫によって、再生可能エネルギー法はドイツ全土に「再生可能エネ

ルギーブーム」を巻き起こすことに成功したのであり、日本においても本当に拡大しようとするのであれば、これらの経験にも学ぶ必要があります。

2 中期目標の設定に対するインプット

先日の会合でも述べたところですが、このような再生可能エネルギーの拡大は制度設計にかかるものです。その他の排出削減措置も、仕組みによって大きく削減可能性が変わります。科学の要請に整合的で国際交渉を加速する日本の中期目標を提起することによって、日本のリーダーシップを国際社会に示し、昨今の信頼失墜も挽回することができるでしょう。中期目標の検討にインプットいただくことが重要です。

3 前回の会合では、石炭火力発電所の増設問題の指摘がありましたが、2050年に世界で半減以上の削減が必要であることは日本政府も認めるところであり、長期的に大幅排出削減が不可避であるのですから、化石燃料のなかでも石炭から天然ガスへの燃料転換が重要です。さらに、火力発電所のなかでも、石炭火力発電所の稼働率を高めてきた経緯がありますが、これを下げていくことも必要です。前記のとおり、ドイツの再生可能エネルギー優先法の趣旨もそこにあります。